

富山市下水道排水設備指定工事店

指定継続申請の手引き

富山市上下水道局 給排水サービス課

初版：令和5年6月

1. はじめに（必ずお読みください）

1. 早めの申請にご協力をお願いします（提出期限間際は窓口が大変混雑します）。
2. 指定継続を希望しない場合は、廃止の届出を行ってください。
（届出様式は検索サイトで「富山市 下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、下記URLリンクからもアクセスできます）
<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html>
3. 今回の指定継続申請までの間に、届出すべき変更事項※を届出していない場合は、継続申請の前に変更の届出を行ってください。
この更新申請で変更の届出を兼ねることはできません。

※届出すべき変更事項（詳細は次ページをご覧ください）
 - ・ 名称又は所在地に変更があったとき
 - ・ 代表者に異動があったとき
 - ・ 役員に異動があったとき（法人の場合）
 - ・ 専属する責任技術者に異動があったとき（届出様式は検索サイトで「富山市 下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、下記URLリンクからもアクセスできます）
<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html>
4. 各種書類の押印が不要になりました。
5. 郵送による申請・届出は受付しません。
6. 更新に伴う手数料は不要です。
7. 写真は最新のを撮影してください。前回申請写真の再使用が確認された場合は、申請を受理しません。
8. 新しい指定工事店証は、別に指定する期間内に必ず取りに来てください。原則として郵送による交付は行いません。
9. 「責任技術者証」に関することは、富山県下水道協会（電話 076-432-8740）へ問い合わせください。

2. 届出すべき変更事項の提出書類について

ここでは、指定の継続を申請する場合の提出書類の一覧と、変更の届出を行う場合の提出書類の一覧をまとめました。
届出様式は検索サイトで「富山市 下水道排水設備指定工事店に関する届出」で検索するか、下記URLリンクからもアクセスできます)

<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/suido/1010366/1010368/1007674.html>

富山市下水道排水設備指定工事店 指定の継続及び変更届提出書類

提出事項	指定の継続	名称の変更	代表者の異動	役員の異動	所在地の変更	責任技術者増員	責任技術者減員
指定工事店(新規・継続)申請書(様式第2号)	●						
指定工事店変更届(様式第6号)		●	●	●	●	●	●
指定工事店証記載事項書換え交付申請書(様式第4号の2) ※現在の指定工事店証も提出		●	●		●		
専属責任技術者名簿	●					●	●
責任技術者証の写し	●					●	
責任技術者の専属を確認できるもの	●					●	
器材調書	●						
営業所の平面図及び付近見取図	●				●		
営業所の全景、内部の確認できる写真及び器材重機等の写真	●				●		
(法人の場合) 登記事項証明書	●	●	●	●	●		
(法人の場合) 定款の写し	●	●	●		●		
施行規程第6条4号アからオまでに該当しない者であることを誓約する書類(誓約書)	●	●	●	●	●		
(個人事業主の場合) 本人確認書類もしくは住民票	●	●	●		●		

3. 下水道排水設備指定工事店指定申請書

様式第2号（第7条・第9条関係）

富山市下水道排水設備指定工事店指定（新規・**継続**）申請書

○をつける

令和〇〇年××月△△日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

住所（所在地）〒930-****

富山市〇〇町一丁目×-△

**FAXをお持ちの場合は
空欄にFAX番号を記載
してください**

申請者

氏名（名称及び代表者の氏名）

富山〇〇設備株式会社

代表取締役 富山 太郎

電話 076(432)****

富山市下水道排水設備指定工事店の指定（新規・**継続**）を受けたいので、富山市下水道
条例施行規程（第7条・**第9条**）の**○をつける**次のおり申請します。

指定番号	（継続指定の申請の場合のみ記載漏れが多い部分 →	9999
県内の営業所	所在地	富山市●●町■▲
	名称	富山〇〇設備株式会社 牛島営業所
	従業員数	3
	責任技術者の数	2
	責任技術者の氏名	排水 一郎 排水 二郎 (書ききれない場合は) ↓ 排水一郎 外10名

添付書類

- 1 専属する責任技術者の名簿、責任技術者証の写し及びその雇用関係を証する書類
- 2 排水設備等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 4 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- 5 富山市下水道条例施行規程第6条第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 6 その他管理者が必要と認める書類

4. 専属する責任技術者証の名簿

(第7条・第9条関係)

専属責任技術者名簿

記載漏れが多い部分 ↓

指定番号 第9999号

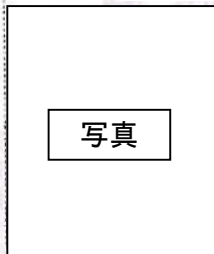
ふりなが 専属者氏名	住 所	登録番号	摘 要 (携帯電話番号)
排水 一郎	〒930-**** 富山市〇〇町△丁目〇-△	第900**号	090-1234-****
排水 二郎	〒931-**** 立山町〇〇	第901**号	080-4567-****
	〒		(携帯電話番号)欄への電話番号の記載は任意ですが、工事内容の問い合わせや、完成検査日程の調整等を円滑に行うため、可能な限り記載をお願いします。
	〒		
	〒	第 号	
	〒	第 号	
			<p>富山県下水道協会が発行した下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている内容を漏れなく記載してください。</p> <p>責任技術者証の記載事項と事実が異なる場合は、指定工事店継続申請手続の前に、富山県下水道協会にて記載事項の変更手続きを行ってから記載してください。</p> <p>※富山県下水道協会 電話076-432-8740</p>
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

*摘要欄に検査時等の連絡用に、支障のない方は携帯電話番号の記載をお願い致します。

5. 責任技術者証の写し

下水道排水設備工事責任技術者証

氏名 排水 一郎
現住所 富山市〇〇町△丁目〇-△



有効期間

富山県下水道協会が発行した責任技術者証で、有効期間内のものか確認してください。

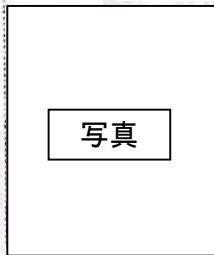
登録番号

日本下水道協会
富山県支部

責任技術者が2名以上在籍する場合は、「専属責任技術者名簿」に記載した順序で責任技術者証を重ねないように並べてコピーしてください。

下水道排水設備工事責任技術者証

氏名 排水 次郎
現住所 立山町〇〇



有効期間 平成26年2月28日まで

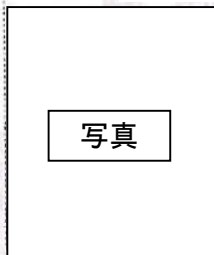
登録番号 900**

日本下水道協会
富山県支部



下水道排水設備工事責任技術者証

氏名 排水 三郎
現住所 富山市……



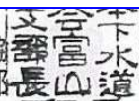
有効期間

責任技術者証の記載事項と事実が異なる場合は、指定工事店継続申請手続の前に、富山県下水道協会にて記載事項の変更手続きを行ってください。

登録番号

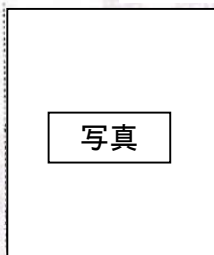
※富山県下水道協会 電話076-432-8740

日本下水道協会
富山県支部



下水道排水設備工事責任技術者証

氏名 排水 四郎
現住所 富山市……



有効期間 平成26年2月28日まで

登録番号 900**

日本下水道協会
富山県支部



6. 雇用関係を証する書類

本項は、所属する責任技術者が、指定工事店に専属している者であることを確認するためのものです。

雇用を証明する書類としては、「健康保険被保険者証」（いわゆる「保険証」）が容易な方法であり、多くの指定工事店が「健康保険被保険者証」の写しを提出されます。

ここでは、雇用関係を証する書類の作成上の注意点を記載します。

健康保険被保険者証
本人(被保険者)平成16年 1月15日交付 00010
記号 番号

氏名 排水 一郎 性別

生年月日 昭和 年 月 日
資格取得年月日 平成 年 月 日
事業所所在地

事業所名称 富山〇〇設備株式会社

保険者所在地

保険者番号・名称 富山社会保険事務局

責任技術者が2名以上在籍する場合は、「専属責任技術者名簿」に記載した順序で保険証を重ねられないよう並べてコピーしてください。

代表者が責任技術者の場合は、代表者分については添付の必要はありません。

●その他、雇用を証する書類の例

- ・ 保険料納入告知書（全国建設工事国民健康保険組合発行）
- ・ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得届（社会保険事務局発行）
- ・ 健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務局発行）
- ・ 健康保険料、厚生年金保険料納入告知額・領収済額通知書（社会保険事務局発行）
- ・ 雇用保険被保険者 資格取得等確認通知書（公共職業安定所発行）
- ・ 採用証明書（公共職業安定所発行）
- ・ 源泉徴収簿
- ・ 全部事項証明書あるいは現在事項証明書で雇用者名が記載されているもの
- ・ 所得税納付額領収書
- ・ 従業員全員の賃金台帳又は給与支払い明細書

7. 施工に必要な設備及び器材を有する書類

排水設備指定工事店器材調書

種 別	名 称	型式・性能	数 量
管加工工具	金切鋸	〇〇250mm	1
	ヤスリ	250mm	1
	ネジ切り機	13A～25A	1
管敷設用具	スコップ類		5
	ツルハシ		1
一 般	本項は、排水設備工事に必要な資機材を保有していることを示す書類です。 工事に必要な所有工具を記入してください。		
電動工具	削岩機	〇×1500	1
	電動ハンマードリル	〇△2460F	1
測定用器具	巻尺	30m	3
	レベル		2
安全用具	バリケード		50
	カラーコーン	70cm	40
車輛・重機	ダンプトラック	4t	1
	バックホウ	0.15m ³	1
その他	発電機	50kVA	2

注：空欄に所持する工具・器具・車輛・重機等（リース品も含む）を記載し記載品の写真を添付すること。

8. 器材重機等の写真



管加工工具

バンドソー

※前回申請時の写真の再使用は受理しません。

写真の提出様式は指定しませんが、ある程度その工具が何であるかを判別できる写真としてください。

「排水設備指定工事店器材調書」に記載されている工具のうち、主要な器材の写真のみでも構いません。



管加工工具

高速切断機

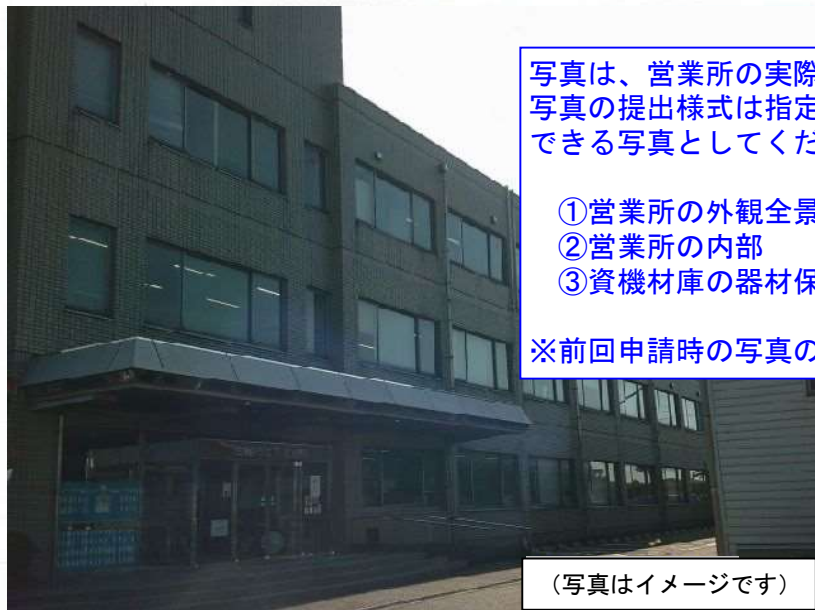


管加工工具

金切り鋸
ベストソー

10. 営業所の平面図及び付近見取図（写真）

営業所全景



写真は、営業所の実際を確認するためのものです。
写真の提出様式は指定しませんが、営業所の状況が判別
できる写真としてください。

- ①営業所の外観全景
- ②営業所の内部
- ③資機材庫の器材保有状況 以上3点は最低限必要

※前回申請時の写真の再使用は受理しません。

(写真はイメージです)

営業所内部



営業所内部写真は、複数アングルからの撮影が望ましい

(写真はイメージです)

器材倉庫



器材の保有状況がわかる写真を撮影してください

(写真はイメージです)

1 1. 本人確認と住民票（個人事業者の方は必ずお読みください）

指定工事店が個人事業者の場合は、事業主本人が「本人確認書類」※を持参して、指定工事店の継続申請手続きを行っていただければ、住民票の提出を省略することができます。

なお、事業主本人が来局できない場合は、事業主本人の「住民票」を申請書類に添えて手続きを行ってください。

ただし今年度に指定給水装置工事事業者の更新も行う場合で、原本を給水の更新申請で提出した場合は、コピーしたものに「原本は給水に提出」と記入し提出してください。

※本人確認書類とは…

官公署発行の顔写真付の身分証明書のうち「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもので、有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。

代表的なものとして、自動車運転免許証があります。

本人確認書類の例

（下水道排水設備工事責任技術者証は「官公署」発行のものではないため不可）

マイナンバーカード	無線従事者免許証
運転免許証	認定電気工事従事者認定証
旅券（パスポート）	特種電気工事資格者認定証
在留カード	耐空検査員の証
特別永住者証明書	航空従事者技能証明書
住民基本台帳カード(写真付)	運航管理者技能検定合格証明書
船員手帳	動力車操縦者運転免許証
海技免状	教習資格認定証
小型船舶操縦免許証	警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
猟銃・空気銃所持許可証	身体障害者手帳
戦傷病者手帳	療育手帳
宅地建物取引主任者証	精神障害者保健福祉手帳（写真付）
電気工事士免状	運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）
その他官公署の発行した身分証明書（写真付）	

12. 登記事項証明書（法人の場合）

原則として履歴事項全部証明書を提出してください。ただし名称・代表者・所在地に変更がない場合は、現在事項証明書でも提出可能です。

「原本」を提出してください。

ただし今年度に指定給水装置工事事業者の更新も行う場合で、原本を給水の更新申請で提出した場合は、コピーしたものに「原本は給水に提出」と記入し提出してください。

履歴事項全部証明書

富山市〇〇町一丁目×-△

富山〇〇設備株式会社

会社法人等番号

商号	富山〇〇設備株式会社	
本店	富山市△△町二丁目〇-〇	
	富山市〇〇町一丁目×-△	平成23年 5月 6日移転
公告をする方法	当会社の公告方法は http://www.〇〇.〇〇.jp/	

届出すべき変更事項※を届出していない場合は、**継続申請する前に変更の届出を行ってから、継続申請を行ってください。**

※届出すべき変更事項

- ・名称又は所在地に変更があったとき
- ・代表者に異動があったとき
- ・役員に異動があったとき（←要注意）

役員に関する事項	取締役	
	取締役	平成 9年 5月 20日就任
	代表取締役	富山 太郎 平成 9年 5月 20日就任
	監査役	平成12年 1月 31日就任

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成 年 8月 7日

富山地方務局
登記官



整理番号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

13. 定款の写し（法人の場合）

定款原本の写しを提出してください。
原本の写しには「原本の写しである証明」※が必要です。
定款原本と写しを持参し、職員が確認することで、原本確認に代えることもできます。

※「原本の写しである証明」方法の例

①公証人の認証がある場合は
原本の写しである証明
として取り扱います。

平成 ■ 年 登簿第 ■ 号
認 証
本定款の社員 ■ の代理人 ■
■ は被代理人全員が本定款における各自の記 名押印をそれぞれ自認する旨を本公証人の面 前で陳述した。
上記のとおり認証する。
平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日 本職役場において
富山市 ■
富山地方法務局所属
公証人 ■

②上記以外の場合は、定款の最終ページの余白に、下記の署名※を行うことで原本の写しである証明として取り扱います。電子定款の場合も同様の取り扱いで結構です。
※代表者の自署もしくは記名押印のことをいいます。

(記載例)

この定款は、当社の定款に相違ありません。

令和5年8月〇日

富山〇〇設備(株)

代表取締役 富山 太郎